

2020 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生・学部留学生（大学推薦）
〔スーパーグローバル大学創成支援事業枠（4月開始及び10月開始）〕

＜推薦に当たっての留意事項＞

はじめに

（1）2020 年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生〔スーパーグローバル大学創成支援事業枠（4月開始及び10月開始）〕）の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

○文部科学省ホームページ > 国費外国人留学生制度について > 実施要項等

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

（2）本募集に関して不明点等があれば、文部科学省下記担当係まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則 E-mailにて問い合わせること。

○文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

E-mail : ryugaku(a)mext.go.jp ※(a)を@に変えて送信願います。

TEL : 03-5253-4111(内線 2624、3358)

（3）従来は「4月開始」及び「10月開始」の募集要項・募集開始時期を分けて実施していたが、昨年度募集より、募集要項及び募集開始時期を統一した。したがって、例年4月頃に行っていた「10月開始」の募集通知は行わないので、各大学においては、特に「10月開始」分の選考・推薦を遺漏なく行うよう注意すること。なお、提出期間・結果通知時期は、従来どおり「4月開始」及び「10月開始」を分けて設定している。

1. 採用者の決定について

（1）原則として、各大学からの推薦者を採用者とするが、募集要項に記載された応募者の資格及び条件を満たさない者を推薦した場合は採用しないので注意すること。

（2）スーパーグローバル大学創成支援事業における中間評価や外国人留学生の受入状況等を踏まえて、各大学の採用者数を決定する場合がある。

（3）本募集により採用された者は「進学に伴う奨学金支給期間の延長及び特別延長を希望する国費外国人留学生（研究留学生等）の取扱いについて」（以下、「延長申請」）の対象外となるので、推薦する学生に対して、十分に説明すること。

2. 推薦対象者について

（1）優秀な留学生を獲得するため、直近1年間の学業成績係数が3点満点で2.50以上の者であり、募集要項「1.（5）語学能力」の条件を満たした者を対象とする。

※学業成績係数の算出方法の詳細については下記「4.（3）」を参照のこと。

※語学能力条件に関し不明な点は文部科学省ホームページに掲載しているQ&Aを参照のこと。

【国費外国人留学生（大学推薦）推薦者の語学要件について】

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm

- (2) スーパーグローバル大学創成支援事業による国費外国人留学生については、過去に国費外国人留学生であった者についても対象とする。ただし、本募集の「4月開始」において採用され、2021年3月までの1年間奨学金支給期間が付与されている者については、本募集の「10月開始」においてあらためて推薦する必要はない。
- (3) 対象者を【新規(渡日)】、【新規(国内)】、【継続】及び【継続(進学)】の4つに区分する。本募集の「4月開始」及び「10月開始」において各区分に該当する者は以下のとおり。

	4月開始	10月開始
①【新規(渡日)】	推薦時に海外に滞在しており、本募集により国費外国人留学生として推薦され、採用後、新たに海外から渡日する者。	
②【新規(国内)】	<p>推薦時に日本に滞在しており、本募集により国費外国人留学生として推薦され、採用後、引き続き日本に滞在して大学に在籍する者。以下の例も含む。</p> <p>(例1) 推薦時に日本に滞在しており、過去にスーパーグローバル大学創成支援事業枠での採用歴があるが、その奨学金支給期間終了月と本事業による奨学金支給期間開始月の間に空白期間のある者。</p> <p>(例2) 推薦時に日本に滞在しており、過去に国費外国人留学生(スーパーグローバル大学創成支援事業枠以外)として採用され、その奨学金支給期間が本事業による奨学金支給期間開始月以前に終了する者。</p>	
③【継続】	2019年度スーパーグローバル大学創成支援事業枠により国費外国人留学生として採用され、その奨学金支給期間が2020年3月に終了するが、2020年4月の進級(例:修士1年→修士2年)、学年継続等に併い引き続き本募集により推薦される者。	2020年度スーパーグローバル大学創成支援事業枠の4月開始の国費外国人留学生として採用され、その奨学金支給期間が2020年9月に終了するが、2020年10月の進級(例:修士1年→修士2年)、学年継続等に併い引き続き本募集により推薦される者。
④【継続(進学)】	2019年度スーパーグローバル大学創成支援事業枠により国費外国人留学生として採用され、その奨学金支給期間が2020年3月に終了するが、2020年4月の上位課程への進学(例:学部4年→修士1年)に伴い引き続き本募集により推薦される者。	2020年度スーパーグローバル大学創成支援事業枠の4月開始の国費外国人留学生として採用され、その奨学金支給期間が2020年9月に終了するが、2020年10月の上位課程への進学(例:学部4年→修士1年)に伴い引き続き本募集により推薦される者。

- (4) 文部科学省に提出された申請書類に対し、安全保障貿易管理の観点から外務省において審査を行うため、各大学においては下記5.(3)に記載した確認を十分行った上で推薦すること。
- (5) 募集要項「1.(9)③」について、「休学」の事由により標準修業年限で修了できないことが確定している者であっても、標準修業年限内の奨学金支給期間であれば推薦することは差し支えない。

3. 推薦可能人数

- (1) スーパーグローバル大学創成支援事業のタイプA採択大学については20名を上限、タイプB採択大学については10名を上限として推薦すること。推薦する研究留学生・学部留学生の人数配分は各大学の裁量により設定可能。
- (2) ただし、本募集の「10月開始」における推薦可能人数は、タイプA、タイプBそれぞれの上限人数から、「4月開始」において採用された者のうち2020年10月以降も奨学金支給期間が残っている人数を差し引いた数とする。なお、「4月開始」において採用された者から奨学金支給辞退者が出た場合、募集要項6.(2)「10月開始者」の提出期間最終日(2020年6月25日)までに当該辞退者の辞退届が文部科学省へ提出されていれば、当該辞退者分の枠の使用を認める。
- (例) タイプA採択大学の場合、「4月開始」において20名が採用。うち奨学金支給期間が2021年3月までの者が15名、2020年9月までの者が5名。2021年3月までの15名のうち3名が辞退となり、上記の提出期間最終日までに文部科学省へ辞退届を提出済。
- 「10月開始」における推薦可能人数は8名(2020年9月までの者5名 + 辞退者3名)。
- (3) なお、推薦可能人数を超過して推薦した場合は、下記4.(2)に示す「重点地域」以外の国籍国の推薦者を推薦順位下位順から推薦可能人数に収まるまで要件外不採用とする。

4. 学内募集・選考等

- (1) 全般に関する事項
- ① 学内での周知・募集については、各大学において適宜実施して差し支えないが、応募を希望する者がその機会を失することのないよう留意すること。
- ② 選考に当たっては全学的な選考委員会を設置し、書類による審査とともに、必ず面接等を行い、人物、学業とも優秀な者を厳選の上、推薦順位を付した上で推薦すること。

(2) 推薦者の国籍構成に関する取扱い

大学推薦については、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(報告書)において、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視していることから、候補者の国籍国が重点地域以外の特定国に偏ることがないように、以下の基準により推薦すること。なお、重点地域の国については、(独)日本学生支援機構のホームページにて確認可能。

【重点地域及び留学コーディネーター配置国・地域一覧】

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2019/10/01/jutenkokulist.pdf

- (a) 重点地域以外の国籍国からの推薦者数は、下記の算出方法に基づき、推薦者数全体の50%以下とすること。

○ 「4月開始」の場合の算出方法：

$$\frac{\text{(A)のうち重点地域以外国籍国の推薦者数}}{\text{「4月開始」の推薦者数(A)}} \times 100 = \text{「4月開始」の推薦者における重点地域以外国籍国の推薦者割合(\%)}$$

○「10月開始」の場合の算出方法：

$$\frac{\text{(B) 及び (C) それぞれにおける重点地域以外国籍の者の合計数}}{\text{「10月開始」の推薦者数 (B) + 「4月開始」の採用者のうち奨学金支給期間が10月以降も付与されている者の数 (C)}} \times 100 = \text{「10月開始」における重点地域以外国籍の推薦者割合 (\%)}$$

(例) タイプAにおいて「4月開始」採用者20名のうち、奨学金支給期間が10月以降も付与されている者は10名(重点地域8名・重点地域以外2名)。「10月開始」の推薦者数は10名(重点地域7名・重点地域以外3名)。

…(重点地域以外2名+3名) / (10名+10名) × 100 = 25% (小数点以下切り捨て)

(b) 本募集の「4月開始」又は「10月開始」における推薦に際して、重点地域以外の国籍国からの推薦者数が推薦者全体の50%を超過する場合は、今年度より理由書提出による措置はとらないため、文部科学省への提出前に必ず推薦者数を調整すること。

(c) 文部科学省に提出された推薦者について、重点地域以外の国籍国からの推薦者数が推薦者全体の50%を超過している場合は、推薦者数全体の50%以下に収まるまで、重点地域以外の国籍国の候補者を推薦順位下位順から要件外不採用とする。なお、提出期限以降の推薦者の補充は認めない。

(例) 推薦者数計10名で、内訳が重点地域国4名、重点地域外国6名の場合

→ 重点地域以外を「50%以下」に収めるため、重点地域外国の推薦順位が6、5番目の者2名を要件外とする。(→ この結果、重点地域国4名、重点地域外国4名、推薦者数計8名となり、50%以下に収まる)

【算出方法】

2019年4月開始及び2019年10月開始の各募集における全採用者の国籍国のうち、重点地域以外の国籍国の割合を算出すること。なお、10月進学等により同一人物が4月開始及び10月開始の両方の募集で採用された場合、その者は採用者数2名で計算すること。

$$\frac{\text{重点地域以外国籍国の採用者数}}{\text{2019年4月開始及び2019年10月開始の合計採用者数}} \times 100 = \text{2019年度重点地域以外国籍国採用者割合 (\%)}$$

(3) 学業成績係数の算出方法

① 算出対象となる学業成績

学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生等(非正規課程や日本語教育機関等)の成績を含めずに直近1年間の学業成績係数を算出すること。ただし、セメスター制度を採用しており、前期の成績が判明している場合は、その成績が判明している直近1年間の学業成績係数を算出すること。なお、複数の大学等の成績により算出する場合には、下記「②算出手順」に基づき、算出基準を合わせる。

また、算出に用いた書類は各大学において適切に保管するものとし、文部科学省の求めに応じ提出できるようにしておくこと。

② 算出手順

下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区 分	成 績 評 価				
		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

- (注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。
- (注2) 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。ただし、直近1年間に含まれる編入学前の成績評価（現大学の直前に在学していた学校における成績）が編入学後の単位に反映されていない場合は、編入学前の成績評価をもとにして算出すること。
- (注3) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。
- (注4) 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てること。
- (注5) 現在在籍している大学の学業成績が1年に満たない場合かつ学業成績を半期ごとで判定している場合で、それ以前に在籍していた大学が学業成績を学年ごとで算出しているため1年未満の端数が生じる場合は、直近1.5年間の成績により学業成績係数を算出すること。

③ 学業成績係数が算出不可の場合

学業成績係数の算出ができない場合は、算出できない理由とともに、学業成績係数が2.50以上に相当すると判断した根拠を下記推薦状に基づき「綜合成績評価報告書【別紙様式3】」に記載し（例：〇〇研究科において成績順位が〇人中〇位のため上位20%以内である、など）、下記推薦状（受入予定大学長宛ての場合は写し、文部科学省高等教育局長宛ての場合は原本）を文部科学省に提出すること。これ以外の根拠は認めない。

- 募集要項「5. (3) ①」の「ク 所属大学等の学部長又は研究科長レベル以上の推薦状」に、大学若しくは学部、又は大学院若しくは研究科での成績順位が上位20%以内であるとみなされることが記載されているもの

なお、計算の結果、学業成績係数が2.50未満の者を推薦することは、上記推薦状提出をもつてしても認めない。

5. 推薦に当たっての留意事項

(1) 重複推薦、併給の取扱い

- ① 複数の大学による同一人物の本募集（2020年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生・学部留学生（大学推薦）〔スーパーグローバル大学創成支援事業（4月開始及び10月開始）〕）への重複推薦、及び日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度（留学生交流支援制度）との併給は認めない。重複

推薦又は併給が判明した場合、その候補者にかかる全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

- ② 重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に推薦予定者に対し、学内選考の結果「2020年度奨学金支給開始」の「日本政府（文部科学省）奨学金制度のプログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認した上で推薦すること。また推薦後は、当該大学から推薦されたことをメールや書面等記録の残る形で通知すること。
- ③ 延長申請との併願は可能とするが、延長申請に採用された場合にスーパーグローバル大学創成支援事業枠の採用者の繰上は行わない。

(2) 奨学金等について

- ① 本募集の「4月開始」において採用された者が2020年10月以降も継続して奨学金を支給するのではなく、別の者を「10月開始」において新たに推薦する場合は、推薦可能人数の範囲内で調整すること。
- ② 年度途中で上位課程に進学する者は、在籍課程が変更となる。募集要項2. のとおり奨学金支給期間は在籍課程の標準修業年限内であるため、奨学金支給期間の終了時期は現在の在籍課程の修了時期と一致させること。なお、上記1. (3)に記載のとおり、本募集により採用された者は延長申請の対象外である。

(例1) 「4月開始」にて採用された者が2020年10月に修士課程から博士課程へ進学する場合
→ 「4月開始」への推薦時の希望奨学金支給期間は2020年4月～9月とすること。

(例2) 5年一貫制博士課程に在籍している者が2020年10月に3年次に進級する場合

→ 「4月開始」への推薦時の希望奨学金支給期間は2020年4月～9月とすること。
(5年一貫制博士課程については1年次から2年次までの修士課程として、3年次から5年次を博士課程として奨学金支給期間を取り扱うため)

- ③ 【新規(渡日)】の者について、渡日旅費の負担者を大学と本人の間で十分確認しておくこと。文部科学省は旅費を負担しないので、文部科学省に渡日・帰国旅費を誤って申請することの無いよう適切に管理すること。

- (3) 「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」(平成18年3月24日17文科際第217号)等に記されている大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針、「大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)」(平成21年11月24日21文科高第264号)及び「大学及び公的研究機関における輸出管理について」(平成29年11月6日29文科高第645号)を十分認識の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野を希望する候補者については、当人の研究計画及び学習背景について面接等により十分に確認し、推薦を行わないこと。その際、経済産業省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に関する機微技術管理ガイダンス」等に留意すること。

○大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について(依頼)【平成18年3月24日17文科際第217号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu8/toushin/06082811/015/001.htm

○大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)【平成29年11月6日29文科高第645号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1398533.htm

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第三版

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○国際連合安全保障理事会決議第 1737 号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）【平成 19 年 4 月 26 日 19 文科際第 24 号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285442.htm

○外国ユーザーリスト（平成 31 年 4 月 26 日改正）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190426002/20190426002.html>

6. 文部科学省への推薦について

(1) 募集要項「5. (3)」の提出書類等は、対象者の区分により一部異なるため、下表を参考に確認すること。

	① 【新規(渡日)】	② 【新規(国内)】	③ 【継続】	④ 【継続(進学)】
ア 国費外国人留学生（研究留学生／学部留学生）推薦調書【別紙様式 1】	○	○	○	○
イ 推薦者一覧【別紙様式 2】	○（大学単位で 1 部提出）			
ウ 総合成績評価報告書【別紙様式 3】	○	○	○	○
エ スーパーグローバル大学創成支援事業国費外国人留学生採用計画【別紙様式 4】	○（大学単位で 1 部提出）			
オ 調査書【別紙様式 5】	○（大学単位で 1 部提出）			
カ 申請書（写真要貼付）【別紙様式 6】	○	○	（不要）	○
キ 研究計画又は研究状況シート【別紙様式 7】	○	○	（不要）	○
ク 所属大学等の学部長又は研究科長レベル以上の推薦状	●	●	●	●
ケ 成績証明書	○	○	○	○
コ 在籍証明書	（不要）	○	○	○
サ 本人の国籍身分を証明する書類	○ （旅券写し）	○ （在留カード写し）	○ （在留カード写し）	○ （在留カード写し）
シ 募集要項「1. (5) 語学能力」のいずれかの条件を満たす根拠となる書類	○	○	○	○

- ※1 ○の書類は提出必須、（不要）の書類は提出不要、●の書類は該当大学又は該当者のみ提出すること。
- ※2 書類提出先について、ア～クは文部科学省、ケ～シは大学（保管）となる。ただし、シについては、該当する語学能力条件番号により文部科学省提出又は大学保管となる。（募集要項「5. (3) ②の※6を参照のこと）
- ※3 エについては、1つの様式ファイルに「4月開始」「10月開始」のシートをそれぞれ用意している。「4月開始」の推薦時は「4月開始」用のシート、「10月開始」の推薦時は「10月開始」用のシートをそれぞれ提出すること。
- ※4 オは「4月開始」「10月開始」の共通の様式である。「4月開始」「10月開始」それぞれの推薦に際して提出すること。ただし、「10月開始」の推薦時に提出する際は、特に設問（3）及び（4）について、「4月開始」の推薦時に提出した内容から変更や更新があった箇所がわかるように記載すること。
- ※5 【継続】の者は、カ及びキの提出を不要とするが、推薦自体は必要であることに注意すること。

(2) 申請書類のうち様式が指定されているものについては、必ず文部科学省から関係各大学国費外国人留学生担当部署にメール送信する最新の様式を使用すること。

(3) 候補者の氏名（中国籍の者は必ず漢字表記を付すこと。（電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。）、生年月日、国籍、住所等について、特に【新規(渡日)】の者については査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。

(4) 郵送による提出に際し、募集要項「5. (3) ①文部科学省への提出書類」に示した提出書類ア～クは、公文書に添付すること。封筒の表に「大学番号（6桁）大学推薦（スーパーグローバル大学創成支援事業枠）」と朱書きすること。また、他の大学推薦の申請書類を同封しないこと。

(5) 募集要項「5. (3) ①文部科学省への提出書類」のうち、「国費外国人留学生（研究留学生／学部留学生）推薦調書【別紙様式1】」及び「推薦者一覧【別紙様式2】」については、電子データも提出期間中にメールにて提出すること。メール件名及びファイル名は以下の例のとおり付すこと。

【メール】

大学番号（6桁）＋ 大学名 ＋ スーパーグローバル大学創成支援事業国費採用
(例) 123456〇〇大学スーパーグローバル大学創成支援事業国費採用

【ファイル】

大学番号（6桁）＋ 大学名 ＋ スーパーグローバル大学創成支援事業国費採用 ＋ 様式番号
(例) 123456〇〇大学スーパーグローバル大学創成支援事業国費採用【別紙様式1・2】

(6) 申請書類の提出期間

① 4月開始者

提出期間：2020年1月10日（金）～2020年1月20日（月）必着

② 10月開始者

提出期間：2020年6月18日（木）～2020年6月25日（木）必着

※ 提出期間終了後の書類提出、提出後の書類差し替え、申請取り下げ、追加申請及び推薦順位変更は認めない。

(7) 申請書類の提出先

① 4月開始者

書類提出先：〒112-0014 東京都文京区関口1-24-8 東宝江戸川橋ビル5階
テントセント株式会社 国費受付係

電子データ提出先：daigaku2020(a)tentosento.com ※ (a) は、@に変えて送信すること。

② 10月開始者

提出先は2020年3月11日（水）までに、文部科学省より関係各大学国費外国人留学生担当部署にメールにて連絡する。

- ※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。
- ※ 上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。
- ※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、「①4月開始者」分を提出する際は（独）日本学生支援機構が発出した「2019年度国費外国人留学生に係る事務処理について（通知）」（平成31年3月25日付け学支国奨第411号）にて通知したパスワードを設定すること。また、「②10月開始者」分を提出する際は同機構から今後発出する令和2年度の国費外国人留学生に係る事務処理通知内のパスワードを設定すること。

7. 結果通知等

- (1) 結果通知については、以下の日を目途に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。
 - ① 4月開始者
結果通知：2020年2月下旬（予定）
 - ② 10月開始者
結果通知：2020年8月上旬（予定）
- (2) 申請書類の提出期限以降、結果通知前までに辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。その他の採用後の手続きについては、結果通知時に通知する。
- (3) 2016年度募集より、個人情報についての規定を設けている。日本政府の実施する留学生事業（就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）への利用及び外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定している。例年採用時に提出を求める誓約書にて承諾を求めるため、予め候補者に周知すること。